

観光施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン

一般社団法人 美ら島観光施設協会

2020年6月10日

美ら島観光施設協会・感染症対応ガイドライン

1 美ら島観光施設協会

2020年4月7日新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されました。

観光業（入場・食事・ショッピング・体験等）は感染拡大のリスクを抑える為施設運営について国・沖縄県自粛要請に従い閉館／閉園の対応とし、5月4日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に於いて「事業者及び観光施設協会は、5月20日に持続可能な感染症対策を協議し業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止策の取組を進める」事と致しました。

観光業に於いて自粛要請の中で休業を余儀なくされ、甚大な影響を受けております。このような状況下であっても、来園のお客様に安心安全を提供し、従業員・家族が安心出来る職場を確保する事を心がけております。

本ガイドラインは、観光業従事者が事業再開に於いて、現場の実情に配慮し3密（密閉・密集・密接）を避け、一般衛生管理に取り組み安心安全をお確保する事に於いて具体的な取り組みを示したものです。

各事業者の皆様には、今後も起こりうる感染症対策として、本ガイドラインを活用し、感染拡大予防に向け日々取組推進して頂きますようお願い申し上げます。

2 具体的な対策

・感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や納品業者や来園者の導線・接触等に於けるリスクの社会的距離の確保・物理的接触削減の工夫を考慮し感染防止対策に努める。

- 1) 食品の安全と衛生管理
- 2) 店舗・施設等の清掃と消毒「出入口等を基本とし手指消毒液・踏込消毒マットを設置」
- 3) 従業員の健康チェックと・衛生管理の徹底
- 4) 社会的距離の確保へ工夫
- 5) 換気の状態確保
- 6) マスクの着用（飛沫感染予防）

3 来園者の感染防止対策

・3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止

施設入口・HP等に感染対策におけるガイドライン掲示

利用者の入場制限

1. 行列を作らない 列間隔距離の確保（約1m間隔の確保）
2. 換気を行う（可能であれば2つの方向の通気口を同時に開ける）
3. 密集する会議（対面により会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）

施設内（レストラン・カフェ）等で、お客様が密集しないように座席の間隔を空ける工夫とアクリル板を利用し飛沫感染予防等や「感染拡大防止制限を設けております」等の告知を会計場所等で行列につ

いて、床・待機場所等の目印を備え、列間隔を確保するよう努める。

お客様との施設内で対面接触する場所については、アクリル板・透明ビニールカーテン等で対策を行う。

飛沫感染・接触感染の防止

1. 従業員のマスク・フェースガード等の着用・手指の消毒・咳エチケット・手洗いの徹底
2. 来訪者の入店時等における手指消毒・咳エチケット・手洗
3. 店舗・事務所内の定期的な消毒

出入口等を基本とし手指消毒液・踏込式消毒マットを設置し来園者や関係業者へ利用してもらう。

接客時のマスク・フェースガード等の着用を努め、お客様へ安心して施設を使ってもらい接客を行う。

来園者・関係業務提携機関へのマスク・フェースガード等の着用を求め安心安全確保の共有する

「マスク・フェースガード等の着用していない方へスタッフがお声掛けする事もおこなう。」

施設内でのマスク・フェースガード・消毒液（少量）等の販売をする。

施設内清掃もテーブル・カウンター・メニュー・ドアノブ・手すり・エレベーターのボタン・トイレ等お客様が手の触れる部分は定期的に消毒拭き取りを行う。

トイレのハンドドライヤーについては、継続使用を控え別の形で対応をする。

=要注意= 消毒液等の取扱いについて、気温の上昇での引火の可能性について気を配る事

来園者の感染疑い・感染防止対策

適切な感染防止対策として、「発熱者等の施設への入場待機依頼」

来園者の発熱・呼吸困難・けん怠感等感染の疑われる来園者は、待機場にて、待機依頼をする。

「重症患者・濃厚接触と思われる軽症者」発生時、沖縄県内の受入体制に従う。

従業員の検温・体調確認を行い、発熱や体調不良の出勤を控え、従業員の体調管理の徹底をする。）

感染発生時対策

感染者発生の際は、沖縄県共有の情報窓口に発信をして、宿泊施設・観光施設・運輸関連間に情報共有・連携を通し感染防止策を冷静・迅速に対応する。

感染症対応ガイドラインを基本とし、施設の実情に即した安全対策を行い、詳細を作成して運用をする。

参考資料

新型コロナウイルス感染症 濃厚接触者の新しい定義

(国立感染症研究所感染症疫学センター) 4月27日現在

新しい定義は、患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者です。

＊感染可能期間とは、コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの期間

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者

(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)